

寒川町訓令第 1 号

庁 中 一 般

出先機関一般

行政不服審査法の全部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 2 日

寒川町長 木 村 俊 雄

行政不服審査法の全部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第1条 寒川町事務決裁規程(昭和53年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中「異議申立」を「審査請求」に改める。

別表第2の3の表中「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

(寒川町文書取扱規程の一部改正)

第2条 寒川町文書取扱規程(平成12年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第40条中「異議の申立てに」を「審査請求に」に改める。

(寒川町マイクロフィルム文書取扱規程の一部改正)

第3条 寒川町マイクロフィルム文書取扱規程(平成7年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申し立て」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)による不服申立て」に改める。

(寒川町公用文に関する規程の一部改正)

第4条 寒川町公用文に関する規程の一部改正(昭和44年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3項第2号イ(イ)中「裁決(決定)書」を「裁決書」に、「審査請求(異議申立)人」を「審査請求人」、「審査請求(異議申立)」を「審査請求」に、「裁決(決定)」を「裁決」改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置の原則)

2 町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不

作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。